区のおしらせ No.494

昭和52年８月20日発行　東京都千代田区役所（九段南一丁目６番11号）　電話（264）0151（大代表）　郵便番号102

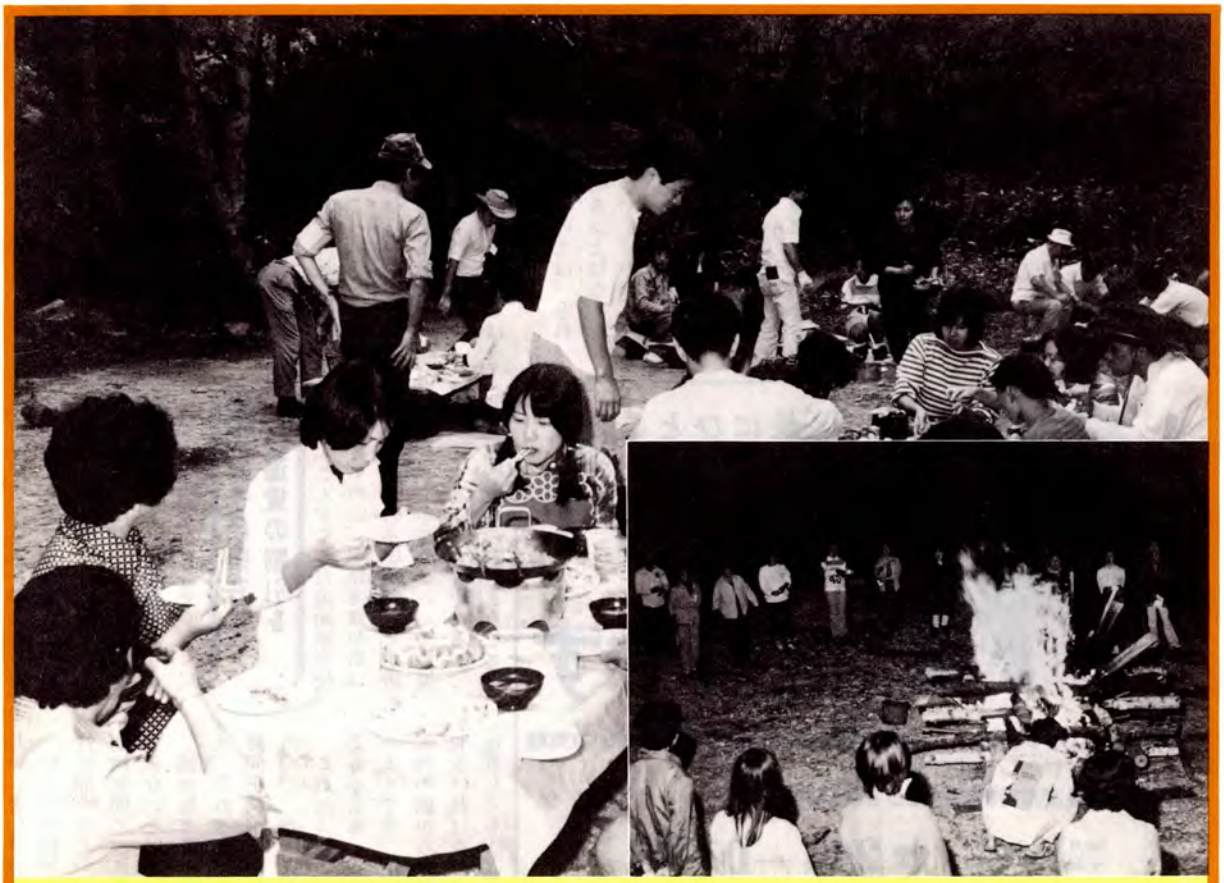

（熱帯夜）からのがれて　　区民キャンプ会

８月５から７日まで、奥日光丸沼で「区民キャンプ会」が行われました。

さわやかな高原の中で行われたこの催しでは、ウグイスの声を聞きながらのハイキングや湖畔でのキャンプ・ファイアー、牧場でのレクリエーションなど、真夏のひとときを十分楽しみました。

また、悪戦苦闘の末、慣れない手つきで炊いたご飯に舌づつみをうちました。「これが自然の味かな！」

ハイ！区長です……２頁
区政モニター募集……３頁
日影規制のあらまし……４頁
千代田区民健康診査……５頁
区立住宅のあき家入居者募集……〃
改正された国民年金制度……６頁
９月の休日診療当番医……６頁
秋の婦人教養講座……７頁
16ミリ映写機講習会……〃
保健所だより……８頁
福祉手当が増額されました……〃
ハカリの定期検査……〃

「ハイ！区長です」に寄せられた意見から

区長が、区民のみなさんの声を直接電話で聞く「ハイ！区長です」（毎月一・十五日実施）には、区政に対するいろいろな要望や提案が寄せられています。

区民の方からかかって来た電話の内容については、すべて所管の部課に連絡され、問題点や具体的な方法を検討することにしています。今号では、その中から「グリーンベルトの手入れ」「湯河原千代田荘までの運賃」の問題を取上げてみました。

グリーンベルトの手入れは地元の愛好家に

「歩道のツツジの植込みには、美しく咲いている所と見るも無残な所がある。区だけでは、十分に管理するのもむづかしいでしょう。そこで、植込みの手入れを地元の愛好家にやらせるのもひとつの方法だと思う」

現状はどうでしょうか。現在、千代田区が管理している歩道のツツジやサツキの植込み（グリーン・ベルト）の総延長は約六六〇〇㍍あります。コンクリートでかためられた都会で、生活するひとのこころを少しでも和げてくれる〝みどり〟を育てるために、区ではグリーン・ベルトの管理には最大限の努力をしています。

毎月一～二回の植込みの清掃と除草、年四回の薬剤散布のほか、きれいな花を咲せるために専門的知識が必要なせん定、施肥などは時期を選んで実施しています。

しかし、区役所だけでは、きれいな花を毎年咲せることはなかなかむづかしいことです。やはり、水まき、ちょっとした心づかいなど地元の方々の協力があってこそ街の〝みどり〟がより一層美しくなるのではないでしょうか。

地元の愛好家に管理をまかせるということを、現在は行っていませんが、区の園芸講座の参加状況などをみますと〝みどり〟に関心のある方が非常に多いようです。

〝自分たちの街を、自分たちの手で住み良くする〟ということからも、今後時間をかけて区民のみなさんと一緒に考えていかなければならない課題ではないでしょうか。

× × ×

「グリーン・ベルトのみどりをより一層きれいにするために地元愛好家の協力を」という提案に対して、お感じになったこと、またその方法などよいお知恵がありましたら、広報課までお寄せください。

湯河原千代田荘までの運賃の割引を

また、「こんどできた湯河原千代田荘へ行くのに、国鉄運賃が高いので新宿からの小田急電車で小田原まで行き、小田原からバスで湯河原へ行くという方法があるが、この区間の運賃の割引きをしてほしい」という注文がありました。

担当の区民課でさっそくバス会社へ問合せたのですが、小田原・湯河原間のバス料金の割引扱いはできないということです。

湯河原までの行き方を三通り考え、それぞれについて料金と所要時間を調べたのを表にしてみましたので、参考にしてください。

これによると、料金の面では、②の小田急・国鉄乗継が最も有利のようです。但し、このばあい、区内の駅から新宿駅までの運賃を見なければなりませんが、それを加算しても①③より安いようです。

また、所要時間については、①の国鉄利用が最も時間がかからなくて済みそうです。②の小田急、国鉄乗継と③の小田急、バスの乗継のばあいには、乗換えに要する時間も見なければならないので、実際には、表に示した以上に時間がかかりそうです。

区長にひとこと
電話でどうぞ

ハイ！区長です

区政に対する意見・要望・提案などがありましたら、お気軽にダイヤルしてください。
区長が直接お話しをうかがいます。

毎月1日と15日
午前10時～正午

☎ 264－0151

●9月1日
は震災訓練のため受付時間は午前10時～11時です。

●9月15日は
「敬老の日」で休日のため、翌9月16日になります。
受付時間は午前10時から正午までです。

●湯河原千代田荘までの運賃と所要時間

経路		料金	所要時間	備考
①国鉄利用 東京(国鉄)湯河原(バス)千代田荘	普通	880円	2時間10分	⊙料金には、区内の駅から新宿駅までの運賃は含まれていません。 ⊙所要時間には、乗換えに要する時間は含まれていません。
	急行	1,280円	1時間55分	
②小田急・国鉄乗継 新宿(小田急)小田原(国鉄) 湯河原(バス)千代田荘	普通	670円	2時間10分	
	ロマンスカー	1,070円	1時間55分	
③小田急・バス乗継 新宿(小田急)小田原(バス) 湯河原(バス)千代田荘	普通	940円	3時間00分	
	ロマンスカー	1,340円	2時間35分	

区に“生の声„を☆☆☆

区政モニターを募集します

30名

申込みは９月30日までにハガキでどうぞ

区では、区民の区政に対する要望や意見を聞く広聴活動のひとつとして、区政モニター制度をとり入れています。

現在、第三期目のモニターのみなさんが活動していますが、ことしの十月で、この方々の任期が終ります。

そこで、第四期目の区政モニターを募集することになりました。ふるってご応募ください。

◘区政モニターとは

区では、区長が電話で直接みなさんとお話しをする「ハイ！区長です」をはじめ、「世論調査」「区政懇談会」などによって、区民のみなさんから〝生の声〟をお聞きして、その結果を区政を進める上での参考にしています。

このような活動が、広聴活動といわれるものですが、区政モニター制度も広聴活動のひとつとして行っているものです。

区政モニターは、それぞれの地域やいろいろな立場（職業、年齢など）のみなさんから、区が行っている仕事について「こんな仕事をしてもらいたい」「これはこうした方がよい」などの意見や要望をお聞きして、区政の各分野に生かしていこうというものです。

第一・二期モニターの感想文から

▼モニター会議や区立施設見学会を通じて良い勉強をしました。

▼今まで何も知らなかった区政の一端を見ることができました。

▼アンケートの回答や会議に出席して、直接に区とパイプが通じ区政が身近になった感じがします。

◘区政モニターの活動

①モニターアンケート

あるテーマについて回答してもらいます。（年六回位）

②モニター会議

区長、各部長を交じえて意見を交換します。

③モニター研究会

区についてよりくわしく知るため、ひとつのテーマについて、担当課の職員を交じえて意見を交換します。

そのほか、区政に対する意見・要望・感想をそのつど連絡してもらう随時報告、区立施設の見学会があります。

◘募集の要領

募集人員　三十名

応募資格　区内に一年以上住んでいる二十歳以上のひと（公務員は除く）

任期　一年（十月二十三日から翌年の十月二十三日まで）

謝礼　一万二千円（年間）

応募方法　ハガキの表に住所、氏名、年齢、性別、職業、電話番号を記入し、裏に応募の動機を簡単に書いて申込んでください。

申込期間　九月一日～三十日

選考・採用　地域、年齢、性別、職業などを考慮して選考し、結果は、十月中旬に連絡します。

申込み・問合せ　〒102千代田区九段南一―六―十一、千代田区役所企画部広報課（内線213）

いつでもご利用ください●区の各種相談●

区では、みなさんの生活に役だてていただくため、つぎのような相談を行っています。どうぞご利用ください。

相談名	相談日時	相談内容	相談場所
法律相談※	水曜（第五週休み）午後一時～四時	土地・家屋金銭問題など	区民相談室（区役所庁舎向って右側）
税務相談※	木曜（第五週休み）午後一時～四時	国税・地方税などの税金について	
人権身の上相談※	第二火曜午後一時～三時	人権の侵害や身の上の心配ごとなど	
行政相談※	第一月曜午後一時～三時	国や公社、公団についての不満や苦情	区政案内相談コーナー（区役所玄関ホール左）
一般相談	日曜・祝日を除く毎日午前九時～午後五時	日常生活全般について	
交通事故相談	月・水・金曜午前九時～午後五時	事故解決のための示談賠償請求について	区民相談室
経営相談	月曜～金曜午前十時～午後四時	中小企業の経営全般について	区民部商工課
家庭相談	月・水・金曜午後一時～五時	家庭内のもめごとや人間関係について	福祉事務所相談室
児童相談	月・木曜午前九時～正午	児童に対する保護や福祉について	
母子相談	月・火・木・金曜午前九時～午後五時	母子家庭の生活問題	
婦人相談	日曜・祝日を除く毎日午前九時～午後五時	婦人の生活指導や職業のことについて	
心身障害者の相談	・生活相談＝月曜・祝日除く午前九時～午後五時・健康相談＝内容によって日時が違います		富士見福祉会館☎262―一〇四五
おとしよりの相談	・生活の相談＝火曜～金曜午前十時～午後四時・健康の相談＝火・水・金曜午後一時～三時・就労の相談＝第二・四水曜午前十時～午後三時		老人福祉センター☎265―三九八一

（※については８月中は休みです）

区役所の代表電話 264－0151

病気の早期発見・早期治療に
千代田区民健康診査

区では、八月二十日から十月十五日までを「区民健康診査月間」として「千代田区民健康診査」を実施しています。

老人健康診査
65歳以上のおとしより

区内に住む六十五歳以上のおとしよりを対象に行います。

対象となるひとには、受診券を郵送しました。

受診するときは、受診券と健康保険証のほか、老人医療証(寿)(福)をお持ちのひとは、一緒に持参してください。

受診期間は、九月三十日(金)までです。

受診場所
区が指定した医院や病院で、「診査会場」のポスターが掲示してあります。

なお、寝たきりのひとで、通院できない場合は、区役所保健課まで連絡してください。医師がお宅まで訪問して診査します。

検査内容
問診、尿検査、血圧測定を行い疾病の疑いがあるひとには、血液検査、呼吸器機能検査、眼底検査、胸部レントゲン検査、消化器系検査などを行います。

区民健康診査
●56歳～64歳の男性
●30歳～64歳の女性

区内に住む五十六歳から六十四歳までの男性と三十歳から六十四歳までの女性を対象に行います。

受診期間は、九月一日(木)から十月十一日(火)までです。

受診場所と検査内容は、老人健康診査と同じです。

なお、男性と四十八歳以上の女性には、受診券を郵送しました。四十七歳以下の女性は申込制です。

女性健康診査
(子宮がん検診)
30歳以上の女性

区内に住む三十歳以上の女性を対象に「女性健康診査」として子宮がん検診を行います。

受診期間は、九月二十日(火)から十月十五日(土)までで、場所は、区が指定した婦人科専門の医院・病院です。

なお、区民健康診査の四十七歳以下の女性と女性健康診査は、前号の「区のおしらせ」でお知らせしたとおり、八月二十日までに申込んだひとです。

受診するときは
受診券を忘れずに

それぞれの健康診査を受診するときは、必ず受診券を持参してください。

ただしこの受診券では、治療を受けることはできませんので、健康診査の結果、病気がわかり、治療をする場合は、医師とよく相談してください。

なお、くわしいことは、保健衛生部保健課予防係へ。

保健所が行う
住民検診

住民検診は、ここに紹介した対象外のひとのほかに、家庭の主婦、自家営業者、小規模事業所従業員など、日頃健康診査を受ける機会の少ないひとを対象に実施されるものです。

日程、会場などは決り次第「区のおしらせ」でお知らせします。

区立住宅
入居者募集

区立住宅のあき家入居者をつぎのとおり募集します。

用紙交付＝8月22日→8月27日
受付＝8月29日→9月3日

募集住宅・間取	使用料(月額)
水道橋住宅二戸 一K(六畳・台所)	一万一千二百円
富士見住宅一戸 一K(六畳・台所)	九千八百円
外神田住宅二戸 二K(六畳・三畳・台所)	一万三千七百円

応募資格
- 昭和五十年九月十三日以前から引続き区内に住んでいること
- 住宅に困っていること
- 同居する親族があること

入居者は、水道橋と富士見住宅については、二名(他に幼児一名)、外神田住宅については、三名(他に幼児一名)です。

- 応募世帯の昭和五十一年の総所得額(給与所得者は給与所得控除後の額)が五十六万四千円以上、九十七万二千円以下(ただし、扶養親族一名につき二十四万円を加算します)

応募方法
八月二十二日(月)から二十七日(土)まで各出張所で申込書を配布します。

その申込書に必要事項を記入し、収入証明書を添えて居住地の出張所に申込んでください。

受付期間 八月二十九日(月)から九月三日(土)まで

抽せん日 九月十三日(火) 午前十時から区役所六階会議室で入居者を決める抽せんを行います。

問合せ 区民課区民係

なお、募集住宅ごとに補欠を若干名とります。補欠の方は、申込んだ住宅に今後一年の間にあき家がでた場合入居できます。

区立住宅のあき家は募集のつど「区のおしらせ」でお知らせします。

日影規制法制化へ

―住居地の日照を守るために―

日照問題を解決するために、各区・市・町と東京都が協力して「日照に係る条例」を制定することになり、その基本となる「日照に係る条例制定の基本方針㈱」がまとめられました。

基本方針㈱では「日影（ひかげ）規制」と「建築に伴う紛争の予防・調整」が二本柱となっていますが、なかでも日影規制は居住環境の保護と改善を目的に、中高層建築物の日影を一定の基準で規制するものです。そして規制基準には地元のみなさんの意見・要望が十分反映され、千代田区の特性に応じたものにする必要があります。

ここでは、日影規制のあらましをご紹介しましょう。

日影規制の制度

東京では、都心部ばかりでなく周辺部でもマンションを始めとする建築物の中高層化が進んでいます。こうした状況の中で日照は重要な環境要素として認識され関心も高まっています。

このような社会背景を受けて、これまでにもよりよい居住環境をめざし、いくつかの対策が講じられると同時に、日照を直接の法律で規制することも検討されてきました。

この結果、昨年十一月に建築基準法の一部が改正され、新たに中高層建築物の「日影規制」の制度が設けられました。

日影規制の考え方は、「一定の高さ以上の建築物が周囲に落す日影を、その建築物の敷地境界線から外側のある一定距離の部分に一定時間以上生じさせてはならない」と規制することで、住宅地等の居住環境の保護と改善を図ろうというものです。日影を計るのは、日照条件の最も悪い冬至日の午前八時から午後四時までとなっています。

規制対象区域と日影時間の規制値は法律で枠は決められていますが、具体的には地方公共団体が、日影規制を実施するか否かも含めて、その判断は各地方公共団体に委ねられています。

日影規制の対象区域と基準

日影規制の対象区域は、第一種住居専用地域、第二種住居専用地域、住居地域、近隣商業地域、準工業地域の全部または一部について、条例で指定する区域です。

千代田区の場合は、住居地域と近隣商業地域が該当し、これら両地域で都が条例で指定した区域内が実際に日影規制の対象区域となります。

規制を受ける建築物と規制される日影時間は別表のとおりです。別表の規制される日影時間の規制値が二種類または三種類ありますが、このうちどれを選ぶかは、地方公共団体がその地域特性に応じたものを条例で指定することになっています。

地元説明会を開催の予定

日影規制が条例で定められるまでには、まず各区や市などで試案を作り、それをもとに都で全体的に調整され「都案」が決まります。

区では、区の試案を作る前に、地元のみなさんに「日影規制とは、どんなものかということと、区の試案作成にあたり、みなさんの意見・要望などをお聞きする会を予定しています。

説明会の日程などは、決まり次第お知らせします。「日影規制」についてのくわしいことは、建築部建築課まで問合せてください。

●日影規制の基準　（千代田区には第1種・2種住居専用地域はなく、表の濃い部分の規制が対象となります。）

用途地域	規制される建築物		規制される日影時間 規制される範囲（敷地境界からの水平距離） 5mをこえ10m以内	規制される日影時間 規制される範囲（敷地境界からの水平距離） 10mをこえる	測定水平面の高さ
第1種住居専用地域	軒高が7mをこえるかまたは地上3階以上の建築物	(一)	3時間以上	2時間をこえる	平均地盤面から1.5m
		(二)	4〃	2.5〃	
		(三)	5〃	3〃	
第2種住居専用地域	高さが10mをこえる建築物	(一)	3〃	2〃	〃 4m
		(二)	4〃	2.5〃	
		(三)	5〃	3〃	
住居地域 近隣商業地域 準工業地域	〃	(一)	4〃	2.5〃	〃 4m
		(二)	5〃	3〃	

●規制される日影時間は表の(一)(二)(三)のうちから、地方公共団体が条例で指定します。

●日影時間は冬至の真太陽時（標準時とは関係なく太陽が真南にきたときを正午としてはかる時間）で午前8時から午後4時までの間で測定します。

●住居地域で規制値(二)を実施した場合

・横から見た場合

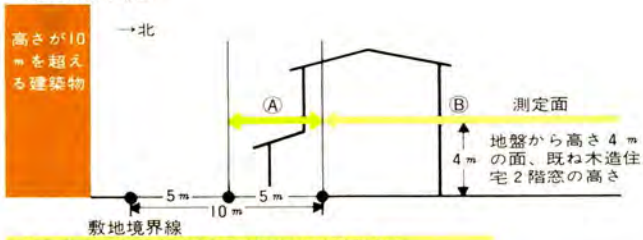

・真上から見た場合 測定面の高さは地盤面から4mの位置

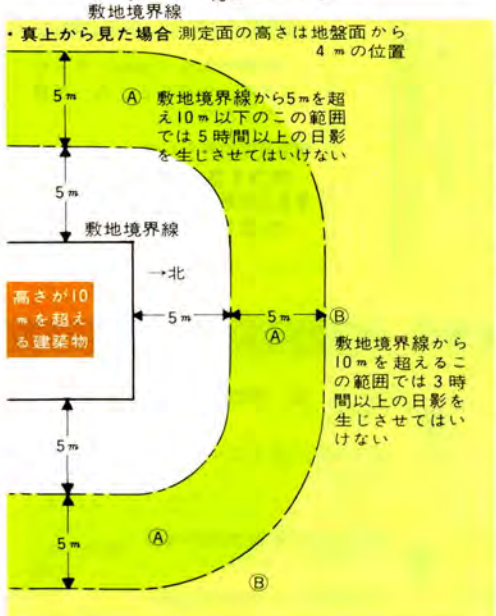

国民年金額が引上げられました

拠出年金は九・四%増額……

国民年金のうち拠出年金（老齢年金、障害年金など）の年金額が、七月から改正されました。また、福祉年金も八月から改正が行われました。

国民年金は、物価があがると年金額も引上げられる物価スライド制を採用しています。

今年も、物価の値上りにスライドして、拠出年金が九・四%増額し（表1）、福祉年金も増額（表2）されました。

表1　改正された拠出年金額　（　）内は月額

種類＼年金額		改正額（7月から）	改正前
老齢年金	10年	269,100円（22,425円）	246,000円（20,500円）
	25年	426,700円（35,558円）	390,000円（32,500円）
障害年金	1級	541,500円（45,125円）	495,000円（41,250円）
	2級	433,200円（36,100円）	396,000円（33,000円）
母子・遺児年金		433,200円（36,100円）	396,000円（33,000円）
か婦年金		85,300円（7,100円）	78,000円（6,500円）
死亡一時金		改正なし	23,000円～52,000円
5年年金		196,900円（16,408円）	180,000円（15,000円）
付加年金		改正なし	24,000円（10年）

表2　改正された福祉年金額　（　）内は月額

種類＼年金額		改正額（8月から）	改正前
老齢福祉年金		180,000円（15,000円）	162,000円（13,500円）
障害福祉年金	1級	270,000円（22,500円）	243,600円（20,300円）
	2級	180,000円（15,000円）	162,000円（13,500円）
母子・準母子福祉年金		234,000円（19,500円）	211,200円（17,600円）
老齢特別給付金		改正なし	108,000円（9,000円）

福祉年金の支払期日が変ります……

福祉年金は、現在一月、五月、九月の三回に分けて受給者に支払われています。

この福祉年金の支給月が四月、八月、十二月に変ります。（九月は従来どおり支払われますので、新しい支給月で支払われるのは十二月からです）

また、福祉年金には所得制限がありますが、五月から制限が緩和されています。

また、受給者本人の所得制限も七十万円から八十万円に緩和されています。

保険料来年四月から二千七百三十円に…

国民年金の保険料が、昭和五十二年四月分から月額二千七百三十円（現行一千二百円）になります。

国民年金の受給資格や所得制限額など国民年金に関するくわしいことは、国民年金課加入給付係まで問合せてください。

総合体育館からのお知らせ

体育館のプールと主競技場は、水泳大会・水泳講習とバスケット大会のため、つぎの日は個人利用できません。

プール＝9月4日(日)午前9時～午後5時
9月14日(水)午後1時～5時
9月27日(火)午後6時～8時
9月30日(金)午後6時～8時

主競技場＝9月15日(木)午前9時～午後9時
9月17日(土)午後6時～9時

青果物消費者サービスデー

9月1日(木)・16日(金)
青いノボリの八百屋さんで

豚肉の産地直送販売

9月9日(金)
黄色のノボリの肉屋さんで

魚の消費者サービスデー

9月14日(水)・28日(水)
濃紺のノボリの魚屋さんで

救急

夜間・休日の急病は

夜間や休日に急病になったときは、つぎのところへ連絡してください。

●東京消防庁テレフォンサービス
☎212-2323
●東京都衛生局夜間・休日案内所
☎216-4828

9月の休日診療当番医

4日
柳下医院☎261-1261
平河町1－7－4
神田クリニック☎252-0621
内神田3－15－4

11日
東京警察病院☎263-1371
富士見2－10－41
加賀小児科医☎291-9951
神田神保町1－35

15日
五味医院☎261-6580
麹町1－7
岩本町診療所☎851-8643
岩本町3－4－1

18日
井関医院☎261-3641
九段南2－3－26
興生診療所☎252-0009
内神田3－4－11

23日
堤医院☎261-3824
麹町6－4
武田医院☎866-1656
神田和泉町1

25日
飯田橋診療所☎230-1800
飯田橋3－9－6
千代田内科クリニック☎256-9491
鍛冶町3－3－9

●診療時間は午前9時から午後5時までです。
●健康保険証は必ずお持ちください。
●休日診療についての問合せは、いつでも区役所か出張所へどうぞ。

秋の婦人教養講座
申込みは九月二日各出張所で

秋の婦人教養講座が、各区民会館で開講されます。

とき　九月第二週から十二月第三週まで毎週一回、延十二回、午後一時三十分から三時三十分まで

受講資格　区内在住の婦人で、十二回全部出席できるひと

受講料　無料（教材費は自己負担）

申込み　九月二日㈮、受講する区民会館で受付けますが、初心者のひとは午後一時三十分から、以前受講したことのあるひとは午後二時から受付けます。

なお、電話による申込みや一人で二人分・二科目以上の申込みはできません。

問合せ　受講する出張所へ

番町出張所　☎263―三八三一
富士見出張所　☎263―三八四一
神保町出張所　☎263―〇七四一
神田公園出張所　☎252―七六九一
万世橋出張所　☎251―四六九一
和泉橋出張所　☎253―四九三一

科目	会場（区民会館）	開講日	曜日	定員
書道	番町	9月16日	金	40
	富士見	9月22日	木	40
	神保町	9月12日	月	40
	神田公園	9月9日	金	40
	和泉橋	9月13日	火	40
料理	富士見	9月12日	月	24
	神保町	9月13日	火	24
	万世橋	9月13日	火	30
	和泉橋	9月12日	月	24
着付	番町	9月13日	火	30
	富士見	9月14日	水	30
	神田公園	9月7日	水	40
	万世橋	9月12日	月	30
華道	番町	9月12日	月	20
	神保町	9月7日	水	30
茶道	番町	9月14日	水	20
洋裁	万世橋	9月13日	火	30
ペン習字	和泉橋	9月8日	木	40
編物	和泉橋	9月9日	金	25

16ミリ映写機操作講習会

千代田図書館では、16ミリ映写機操作講習会をつぎのとおり開きます。

とき　九月十六日㈮、十七日㈯、二十日㈪、二十一日㈫、二十二日㈬の五日間　午前九時から午後四時三十分まで

（十六日以外は、午前と午後の組に分れます）

ところ　区役所十階会議室

内容　映写理論と機械の取扱い実習

対象　区内在住・在勤者で十六歳以上のひと

受講料　無料

定員　六十名

申込方法　九月二日㈮と三日㈯の午前九時から午後四時まで、千代田図書館で先着順に受付けます。（電話、郵便での申込みはできません）

申込みのとき、印鑑と住所が勤務先などを証明できるものを持参してください。

九月の野外こども会

六日㈫＝築土神社　**七日**㈬＝神三（児）　**八日**㈭＝錦町（児）　**九日**㈮＝北の丸公園皇宮警察寮庭・三崎町（児）　**十二日**㈪＝神田公園・佐久間公園　**十三日**㈫＝富士見出張所ピロティ・東郷公園　**十四日**㈬＝岩本町二丁目（児）・竜閑（児）　**十九日**㈪＝淡路公園・芳林公園　**二十日**㈫＝西神田公園・錦華公園　**二十二日**㈭＝心法寺（児）・平河町（児）　**二十六日**㈪＝北の丸公園皇宮警察寮庭・佐久間公園　**二十七日**㈫＝富士見出張所ピロティ・東郷公園　**二十八日**㈬＝神田公園・竜閑（児）　**二十九日**㈭＝淡路公園・芳林公園　**三十日**㈮＝西神田公園・錦華公園

時間はいずれの会場も午後二時から、雨天、強風、光化学スモッグ注意報発令の場合は、中止します。

老人福祉センターの行事

映画会　八月二十七日㈯　午後一時から　センター四階集会室で「秋刀魚の味」　岩下志麻他出演

児童館だより

●富士見児童館

おばけ大会

八月二十日㈮　午後一時三十分から二時三十分と午後三時から四時までの二回。

●西神田児童館

おばけ大会

八月二十六日㈮　午後二時三十分から

小学校三年生以上でおばけになりたいひと、準備の手伝いをしたいひとは、児童館に申込んでください。

●神田児童館

球技大会

九月七日㈬　午後二時からポートボール、バレーボールなどを行います。

映画会

九月十四日㈬　午後二時から「草原の少女ローラ」①大きな森の小さな家②家をとりまいたオオカミの大群

大気のよごれ7月の数値

	区役所前	環境基準
●二酸化いおう（SO_2）	0.012ppm	1日平均値が0.04ppm以下
●一酸化炭素（CO）	2.3ppm	1日平均値が10ppm以下
●二酸化窒素（NO_2）	0.03ppm	1日平均値が0.02ppm以下
●浮遊粒子状物質	0.045mg/m³	1日平均値が0.10mg/m³以下

保健所だより

麹町保健所　丸の内3-5-1
☎212-7814
麹町保健所分室　富士見2-2-14
森山ビル内☎263-9080
神田保健所　神田錦町3-10
☎291-3641

子宮がん検診（無料）

九月十二日(月)　午後一時から東京都がん検診センターで

対象は区内に住む三十歳以上の女性で、定員は二十五名(先着順)です。

申込みは、電話で麹町保健所予防課業務係へ。

脳卒中予防のための眼底検査

麹町保健所では、脳卒中予防のための眼底検査を行っています。

この眼底検査によって脳卒中の危険信号でもある脳動脈の硬化の状態がわかります。

とき　毎月第一・三金曜日の午後一時から三時まで

ところ　麹町保健所

対象　区内在住で希望者

料金　百五十円

申込み　予約制です。電話で麹町保健所予防課業務係へ。

歯科衛生相談室（予約制）

神田保健所では、毎週木曜日の午前九時から十時三十分まで、乳幼児と妊産婦を対象に、「歯科衛生相談室」を開いています。

ここでは、歯の検診や歯についての保健指導を行っています。

また、検診の結果、希望するひとには予防処置もしています。

検診を受けたいときは、神田保健所予防課業務係に電話で申込んでください。

風疹の抗体検査

妊娠初期に風疹にかかると、心臓の奇形、白内障、難聴などの先天性異常児を生む可能性があるといわれています。

風疹は免疫を持っていればかかることはありません。

そこで保健所では、風疹に対して免疫があるかどうかを調べる、風疹の抗体検査を行っています。

とき　毎週月曜日の午前九時から十時三十分まで

ところ　麹町・神田保健所

対象　区民で妊娠(五か月以内)と妊娠を予定しているひと

検査回数　妊婦は二週間の間をおいて二回、その他は一回行います。

料金　一回につき六百四十円

心身に障害があるひとの医療費助成

9月から対象者広がる

心身障害者のひとに医療費を助成する制度があります。

この制度は、心身に障害があるひとが健康保険で診療を受けたとき、医療機関の窓口で支払う自己負担分を助成するものです。

この対象となるひとの範囲が、九月一日から広げられます。

新しく対象となるのは、心臓、じん臓、呼吸器に障害があり、身体障害者手帳三級のひとです。

すでに対象となっているひとは、九月一日から受給者証が新しくなります。

なお、対象から除かれるひとはつぎのとおりです。

- 社会保険の被保険者本人
- 生活保護を受けているひと
- 施設に入っているひと

このほか、所得制限があります。所得制限や新しく対象となるひとの申請手続きなど、くわしいことは、福祉課医療助成係に問合せてください。

在宅重度心身障害者福祉手当

月額五千五百円に

八月から、在宅重度障害者福祉手当（国の制度）が、五千円（月額）から五千五百円に増額されました。

これは、精神または身体に重度の障害があるため、常に介護を必要とする状態（身体障害者手帳一級または愛の手帳一度程度）にあるひとに支給されるものです。

清掃工場見学会の参加者を募集

麹町清掃事務所で

麹町清掃事務所では、「みんなでゴミ問題を考える月間」の行事として、つぎのとおり清掃施設見学会の参加者を募集します。

とき　九月二十二日(木)　午前九時区役所集合

ところ　大井清掃工場、中央防波堤内側処分場

募集対象　番町・富士見出張所管内に住んでいるひと

募集人員　五十名（先着順）

申込み・問合せ　麹町清掃事務所☎261－四九〇一に電話で申込んでください。参加は無料です。

なお、各自昼食を持参してください。

ハカリの定期検査

「取引」や「証明」に用いられるハカリは、計量法によって年一回、定期検査を受けることになっています。

今年はつぎのような日程で、ハカリの定期検査を行います。

時間は、いずれの会場も午前九時三十分から午後三時までです。

問合せ　商工課消費経済係へ

日時	場所
8月25日(木)	麹町小学校
26日(金)	富士見小学校
29日(月)	神田小学校
30日(火)・31日(水)	今川小学校
9月1日(木)・2日(金)	神田市場
5日(月)	佐久間小学校
6日(火)	小川小学校
7日(水)	丸の内分室
8月25日(木)～12月26日(月)	東京都計量検定所

千鳥ヶ淵ボート場

九月の営業は五時まで

夏の間、営業時間を延長して、みなさんにボート遊びを楽しんでいただいている千鳥ヶ淵ボート場は、九月から営業時間が午前九時三十分から午後五時までになります。

サラリーマンや学生も含め
九月一日に震災訓練

区では、九月一日の「防災の日」に震災訓練を実施します。

ことしは、区民のみなさんだけではなく、区内の事業所に勤めているひとや学校に通っているひとも対象にして行われます。

この訓練には、区役所をはじめ警察署、消防署、消防団、医師会、町会、小・中学校などの関係機関が参加します。

訓練対象地域のみなさん、ご近所で誘合って積極的に訓練に参加してください。

訓練日　九月一日㈭　午前九時から正午まで

訓練対象地域

●一般区民＝皇居東御苑を避難場所とする地域

●在勤・在学者＝皇居東御苑と北の丸公園を避難場所とする地域

訓練内容　広報、警備活動、初期消火、避難・誘導、避難路防ぎょ、救護活動、救援物資の輸送配分、給水、非常災害電話架設

実施方法

地域内八か所で消防署、消防団の指導で初期消火訓練を行い、警察官の誘導でそれぞれの避難場所に避難します。

避難場所	対象地域
皇居東御苑（在住・在勤・在学者対象）	千代田、一ツ橋1・2丁目、神田錦町1～3丁目、神田美土代町、内神田1～3丁目、神田司町2丁目、神田多町2丁目、神田淡路町1・2丁目、神田須田町1・2丁目、外神田1～6丁目、鍛冶町1・2丁目、神田鍛冶町3丁目、神田紺屋町神田北乗物町、神田富山町、神田美倉町、岩本町1～3丁目、神田西福田町神田東松下町、神田東紺屋町、神田岩本町、東神田1～3丁目、神田和泉町神田佐久間町1～4丁目、神田平河町、神田松永町、神田花岡町、神田相生町神田佐久間河岸、神田練塀町
北の丸公園（在勤・在学者対象）	三番町、四番町、五番町、九段南1～4丁目、九段北1～4丁目、富士見1・2丁目、飯田橋1～4丁目、北の丸公園、神田神保町1～3丁目、三崎町1～3丁目西神田1～3丁目、猿楽町1・2丁目、神田駿河台1～4丁目、神田小川町1～3丁目

災害から区民を守る
災害発生時の区の態勢

「大地震が発生」といったときのために、みなさんのご家庭では、その状況に応じた対処の仕方を考えていることと思います。

区でも、災害時、区民のみなさんの安全を確保するために、大地震などの発生と同時に「災害対策本部」が設置され、さまざまな災害対策活動が行われる態勢をととのえています。

そこで、大地震が発生した場合を例にとって、災害発生時の区の態勢をご紹介します。

災害発生と同時に災害対策本部を設置

大地震が勤務時間中に発生した場合は、その時点で「災害対策本部」が設置され、区役所の全機能を災害対策業務一本にしぼって取組むことになります。

災害対策本部が設置されると、

・地区救援センターの開設

・被災状況などの情報収集

・各関係機関との連絡

などの初期活動が行われます。

各出張所地区ごとに救援センターを開設

地区救援センターが、各出張所地区ごとに開設されます。（表①）

地区救援センターは、区の災害対策本部と町会もしくは町の防災組織との連絡にあたるとともに、医療救護所の開設（表②）、救助物資の配分など、被災住民の救護にあたります。

広域避難場所の開設など

区の災害対策本部には、区民の安全を確保するために、いろいろな組織がおかれ、災害の状況に応じて広域避難場所を開設したり、被災者の避難、応急食糧や救助物資の確保・輸送などの活動に当ります。

夜間や休日は

職員が庁内にいない夜間や休日に発生したときは、臨時非常配備態勢が発令され、区内と隣接区に住む約六十名の職員がただちに参集し、災害対策本部が設置されるまでの初期活動にあたります。また、参集した職員を指揮し、災害の規模に応じた臨機応変の処置がとれるよう、管理職が区役所内に毎晩一名づつ宿泊待機しています。年末年始や祝日も同様です。（土曜日の午後、日曜日の昼間は、その日も開館している図書館、体育館、老人福祉センターの管理職が職員の指揮命令にあたります。）

表① 地区救援センター開設場所

地区名	開設場所	
番町出張所地区	麹町小学校	麹町2－8
富士見 〃	富士見 〃	富士見1－10－3
神保町 〃	西神田 〃	西神田2－6－18
神田公園 〃	神田 〃	神田司町2－16
万世橋 〃	芳林 〃	外神田3－4－7
和泉橋 〃	千桜 〃	神田東松下町22

表② 医療救護所設置予定場所

設置場所	所在地	対象地域
麹町小学校	麹町2－8	番町出張所地区
富士見 〃	富士見1-10-3	富士見 〃
西神田 〃	西神田2-6-18	神保町 〃
錦華 〃	猿楽町1-1-1	神保町・神田公園 〃
神田小 〃	神田司町2-16	神田公園 〃
芳林 〃	外神田3-4-7	万世橋 〃
千桜 〃	神田東松下町22	和泉橋 〃
皇居東御苑		皇居東御苑避難場所
北の丸公園		北の丸公園避難場所
永田町小学校	永田町2-19-1	永田町・霞が関避難場所

※このほか、麹町・神田保健所に、それぞれ2班づつの機動班を編成し、必要な場所に設置することになっています。

地震災害を考える

「地震災害」……自然災害の中で、みなさんが一番関心と不安を持っているものではないでしょうか。

地震災害は、他の自然災害と比べていつ発生するか的確に予知できないばかりでなく、被害が広範囲におよび、規模が大きいものとなります。

そのため、地震災害の対策は、「地震の発生そのものを防ぐ」ことではなく「地震が発生した場合にその被害をなるべく少なくすること」が課題となっています。

地震が起きても壊れない建物であれば、被害も少いのですが、私たちの住んでいる家をすべて、そういう建物にすることは不可能と言えます。

また、「地震で恐ろしいのは火事だ」と言われますが、私たちの生活の中から〝火〟を取除くことはできません。

九月一日は「防災の日」ですが、これを機会に、恐しいことは分っていながら目に見ることのできない敵〝地震〟による災害について考えてみます。

防災対策はどうすべきか

区政モニターの話合いから

ことしの五月、区政モニターのみなさんの勉強会〝モニター研究会（二回目）〟が「防災」をテーマにして開かれました。

出席したモニターの中には、関東大震災を体験したひともいて、体験談もまじえながら防災について活発な話合いが行われました。

そこで、地震災害を考える一助として、研究会の内容をご紹介します。

なお、文中の〔〕の部分は、モニターの質問に答え区が説明したものです。

避難について

A(男)―区では、どの程度の地震災害を想定して対策を立てているのですか。

〔関東大地震と同程度（マグニチュード七・九、震度六）で、被害人口三万五千人を想定している。〕

B(男)―麹町地区は公園も多く避難しやすいと思うが、神田地区では橋を渡って避難するなど、危険が多いと思う。

C(女)―避難をするときに、店頭などにおいてある自動販売機が邪魔にならないでしょうか。

D(女)―現在では自動車も多く、火災が発生しやすいのではないでしょうか。街にはガソリンスタンドも多いし。

E(男)―関東大震災のときには、水道がとまってしまい、消火ができなかった。

A(男)―愛全公園（神保町）には貯水槽があるが、水道の水を利用しているのですか。それから、水の入替えはやっていますか。

〔愛全公園の貯水槽には百トン貯水してあるが、水道の水を使用し、半年に一回入替えている。〕

B(男)―それぞれの地区によって避難する場所が指定されているが、必ずしも指定された場所に避難する必要もないと思うが。

G(男)―外神田地区などは、上野公園まで約十分で行けて、皇居東御苑より近い距離です。台東区と話合いをしてはどうですか。

H(女)―地区の避難場所に避難すると、備蓄物資が不足するのではないですか。

E(男)―食物よりも、安全な所へ避難することが先決だと思う。

H(女)―災害が起ったとき、小さなこどもたちの食べ物が心配。

〔地震があっても火災が発生したり建物が倒壊もなければ避難する必要はありません。避難するときも、状況に応じてとりあえず近くの学校や公園などに避難すればよく、なにがなんでも広域避難場所に避難しなければならないと言うものではありません。また、広域避難場所は、都が都全体を考えて決めたものですが、千代田区だけでなくほかの区でもいろいろと問題があり近く再検討をすることにしています。〕

町を守るためには

E(男)―毎年広域避難場所で震災訓練が行われるが、町内での防災訓練をやった方がよいと思う。

I(男)―何よりも自衛をするということが大切だと思う。

F(男)―夜間などに地震が発生して、区の災害態勢が不十分だとしても、自主防災組織が発達していれば、自分たちを守ることが可能なのではないですか。

そして、できるだけ多数の町で組織化されることが望ましい。

E(男)―一つの町でも組織化されていないと、他の町に被害を及ぼすことも考えられます。

I(男)―各町会などで防災機材を備えるために、区で補助金を出してもらえないだろうか。

E(男)―お祭りの寄付には二～三百万円も集められる。まして地震対策は生死の問題だし、区に頼らないで、自分たちの町を守るための費用は、自分たちの力で集めるべきではないか。

F(男)―私のようなマンション住いには、町会の話はうらやましい。私のところでは、いざというときに相互の助合いが行われるかどうか心配である。

J(男)―自主防災組織や町会に対して、区が防災対策についての指導をしてはどうだろうか。

また、そのときに消防団も含めてはどうだろうか。

＊

研究会に参加した若いモニターの方から、「関東大震災の体験談や区の取組んでいる防災対策、それとモニターのみなさんの話合いを聞いて、災害を防止するためには他人まかせではなく、自分自身の問題として考えなくてはならないと痛感しました」と感想が寄せられました。

火災

被害を大きくする

地元が消防署の協力を得て自主的に実施した初期消火訓練

〝地震による災害で一番恐しいのは火事だ〟と言われるのは、やはり関東大震災を経験しているからでしょう。

関東大震災による当時の東京市の被害は、被害戸数約三十七万戸、死者約九万五千人、行方不明約六万人（東京市社会局調査）となっています。

このような大規模な被害が出たのは、地震そのものによるものではなく、市内百か所以上から発生した火災が、延べ三日にわたって燃えつづけたことによるものです。

現在の東京は、関東大震災当時と比べ、燃えやすい木造住宅は少なくなっています。

しかし、石油ストーブ、町にあふれる車、地中を走るガス管など〝火元〟は当時と比べものにはならないほどふえています。

〝地震が起きたらまず火の始末〟は地震災害を最少限にくい止めるための手段であり、〝火が出たらまず消火〟も忘れてはなりません。

パニック

――それは人災

家が揺れ、タンスが倒れかかり上から物が落ちてくる。

こんな状態になったら、だれでもが恐怖と不安な気持にかられるでしょう。

しかし、ただ単に恐怖におののき何もせず、不安だけが増大していったらどんな結果になるでしょうか。

ある意味では火災よりももっと恐しい、群集の恐慌状態〝パニック〟が発生します。

パニックの恐ろしさは、群集という一つの力に押流され、理性を失ない、ある方向に一つの行動しか取れなくなること、他のひとをも巻込んで巨大になっていくことです。

たとえば、ある建物の中に大勢の人がいて避難する必要が生じたとします。

その建物には多くの出口があり、物理的には十分避難できる状態だとしてもその建物の中にいるひとたちは、早く避難をしなければならないという〝あせり〟と〝恐怖〟と〝不安〟を共通に持っているわけです。

その中で、一部のひとたちがパニックを起して一か所の出口に殺到したとしたらどうでしょうか。

そして、それを見たひとたちが、心の不安からその流れに乗ってしまい、より大きなパニックを引起こしたとしたら、結果は目に見えています。

パニックは人災と言われます。

的確な指示を下せるリーダーと組織、人々の連帯性、言いかえれば他人を踏みつけてもという利己主義の排除、そして、正確な情報の伝達で不安要因が取除ければ、パニックは防げるのではないでしょうか。

災害から町を守る

関東大震災の火災による千代田区の被害も大きなものでした。

特に、当時の神田区は大半が焼きつくされたと言っても過言ではありません。

関東大震災の火災からまぬがれたことを記す石碑（佐久間小学校内）

その中で、佐久間町一帯は住民必死の努力によって、火災の被害からまぬがれました。

昭和十四年一月十九日の東京市公報に、当時松永町の住民が書いたつぎのような文章が掲載されています。（原文のまま）

＊

「大地は揺き猛火は迫る、流言蜚語は乱れ飛ぶ、つむじ風は捲き起こると云う有様で、あはや辺り一面猖熱地獄と化し去るのかと思はれた一歩前、それこそ文字通り危機一髪と云う所で、右往左往ソロソロと逃げ惑ふ避難者群を尻目に、町民一到協同それぞれの持場に適当な指導者を推し立て、各自の天分と意気と力を総動員して、一糸乱れず統制ある猛活動を起し、集団行動を継続すること実に三十有六時間、その間一人一人が我が家の事は全く打忘れて死もの狂ひだったが、四方八方焼野ケ原の真只中に千六百余戸の民家と、外に衛生試験場、慈善病院、小学校等の公共建造物と、おまけに大東京市民の糧道たる、在米一万数千俵の米穀倉庫とが、昨日に変らぬ懐しい姿で完全に焼残って居るのを見た瞬間、始めて一同吾れに帰り抱き合って嬉し泣きに泣いたまでは良かったが、多くの者は腰が抜けて暫時の間立ち上れなかった」

（猛火・強震・流言の真ッ只中に断呼と護った市民の糧道）

＊

この文章には、自分たちの町を火災から守りぬいたという自負が感じられます。

そして、地震災害で恐ろしいと言われる〝火災〟〝パニック〟をどうやって防ぐか、ひいては地震災害そのものを最少限に防ぐためにはどうすればよいかを体験を持って示しているのではないでしょうか。

災害から自分たちの町を守ろうという〝自主防災〟の機運が、最近高くなってきています。

千代田区でも、いくつかの町で町会などを中心とした「自主防災組織」が造られ、区もその育成に力を入れています。

みなさんの町の中で、組織づくりについての話があり、そのことについて相談したいことがあるときは、区役所防災課までご連絡ください。

No.494　52.8.20

こんなときあなたは？

家の中

あわてて
外に飛出すな

まず火の始末

街の中

身近かなビルや
空地に避難

電車・地下鉄

むやみに車外に
飛出すな

乗務員の指示に従う

車を運転

左側に寄せて
エンジンをとめる

カーラジオなどで
地震情報を聞く

火が出たら　まず消火

避難が必要になったとき

- デマに迷うな
  区役所・警察署・消防署などの指示に従う
- 歩いて避難
  車は使わない
- 持物は最少限に
- 集団で避難を

近くの公園・学校へ
（状況をみきわめて）

状況に応じて、または避難の指示・勧告がでたら

指定された
広域避難場所へ